

令和5年度第2回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和6年2月15日(水) 10時～11時10分
開催場所	山口総合支所 会議室棟 会議室A
出席者	<p>【委員】</p> <p>内田充範委員(会長)、濱田隆弘委員、達川政福委員、池永泰典委員、佐藤博章委員、岡本竜司委員、水津利章委員、藤本小百合委員、橘康彦委員、武本将秀委員、増本好夫委員</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山口家庭裁判所 藤村首席書記官、神杉訟廷管理官、常岡主任書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>(2) 受任調整会議の運営について</p> <p>(3) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
議事概要	<p>1 開会</p> <p>・山口市健康福祉部高齢福祉課長挨拶</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>・事務局から資料2の説明</p> <p>【委員】</p> <p>成年後見制度の広報及び啓発の情報提供のところの「病院の地域連携室等関係者による情報交換会」は、基本的に山口市内の病院をイメージしている感じか。</p> <p>【事務局】</p> <p>山口市内の病院地域連携室の方や介護に実際に携わっておられる方、相談支援機関の方などが集まり、事例検討や情報交換された集会。そこで、成年後見センターのチラシを配布するとともに、少し時間をいただき成年後見制度やセンターをアピールした。</p> <p>【委員】</p> <p>では、防府市や宇部市の病院は入っていないのか。</p>

【事務局】

はい。

【委員】

精神科などは特にそうだが、宇部のこころの医療センターや山口大学附属病院、防府にもいくつか入院設備を持った大きい病院があり、山口市在住の方が入院されているところもあるので、そういうところにも広くアピールできると良いと思う。保守的なところがある病院もあるし、報酬改定などもあり「入院患者さんや施設入所者さんをもっと地域に出していきなさいね」という流れの中で、成年後見制度は非常に重要な位置を占めていくのではないかと思う。圏域外かとも思うが、在住者がいるので、そういったことも含めて、情報提供や直接の聞き取りとかもしていくと良いと思う。

【委員】

報酬助成で、親族申立ての事案が増えているようだが、親族申立ての中に本人申立ても入るという考え方でよろしいか。

【事務局】

はい。そちらも含めた形で考えている。

【委員】

相談者の割合というところで、「成年後見人等」は、おそらく受任されている後見人等からの相談だと思う。市長申立てに関する相談が多いかと想像するが、具体的にはどういった相談があるのか、それと市長申立て以外の事案の相談があるのか。

【事務局】

「成年後見人等」というところは、大体、報酬助成の関係の相談や、受任されているケースの相談が、内容としてはメインになると思う。

【委員】

市長申立て以外の事案はあるのか。

【事務局】

「その他」で、成年後見人などの活動をされている方から、それとは別の気になる方を相談していただき、情報提供していただくこともあった。

(2) 受任調整会議の運営について

・事務局から資料3の説明

【委員】

適任職種を見ると社会福祉士が圧倒的に多く、家庭裁判所の審判も社会福祉士となっている。実際、そういうケースが多いと思うが、適

任職種はすんなり社会福祉士が決まる流れになっているのか、今後も受け入れていかれるのか、現状を伺いたい。

【オブザーバー】

会場の声ははっきりと聞き取れなかったので、質問とずれるかもしれないが、3つ受任調整会議の結論と裁判所の審判とが異なるものに、なんとなく思い当たるものがある。3つに共通して言えることだが、複数の課題がある一方で、財産が僅少だったり負債があったりする方々だったかなと思う。そうした場合、現実的な話をするとう報酬の財源というか、お支払いできる報酬の目途が立ち辛いところがある。報酬の助成はあるが、一般的には複数後見だと単独後見よりもお一人ずつへの報酬の問題があるのと、結局、原則本人の財産から報酬をお支払いする形になるので、なかなか難しい。そこで、もともとは複数後見の意見だったが、事案の懸案の緊急度に応じてリレー形式での選任となったり、複数の職種の方が所属される法人に後見人をお願いしたりという結論になったと認識している。いろいろ調整があり、個別のケースによつての結論ということになる。いずれのケースも受任調整会議の内容自体に、多分、裁判官に特段違和感はなかったと思う。この3つは、そういう特別な事情で、結果として違う形の選任になった事案と理解している。

【委員】

先程の件、参考になった。社会福祉士が、とても多いように思うが、家庭裁判所で受任の打診をされる際に、もしかしたら同じ社会福祉士が受任されているかもしれないが、受任をすんなりと受けられるのか、それとも、調整に難航される現状があるのか、その辺の専門職の方の受任の受け入れの状況がもしわかれば教えていただければと思う。

【オブザーバー】

さっきの質問に、ずれて答えてしまったのですね。実は、今のご発言も聞き取りづらい。社会福祉士とか、受任に関する質問か

【事務局】

チャットを送ったので、確認いただけたらと思う。

【オブザーバー】

社会福祉士の方が多いというような理由で、団体に難色を示されるようなことは、今のところはないと考えている。「件数がどうだ」とか、「うちばかりではないか」とかいった反応はない。今のところは、すんなりと受け入れられている。

【委員】

社会福祉士会に「ばあとなあ山口」という会があって、そちらで後見のケースを管理している。そちらの役員ではないため正確なところ

は分からないが、受任できる体制を取るには研修を受けるので、社会福祉士の資格を取ってから受任するまで4年にかかる。今年度は、5, 6人のイメージだが受任者が増えたと聞いているので、「数が持てない」よりは、「なかなか厳しい、いろんな問題がある」ケースだとか、先程家庭裁判所さんも言われたが、会としては報酬のあたりで会員のことを考えてだと思いが、その報酬で受任して行っていくところに、会としては難色を示すというところもあるようには聞いている。

**【会長】**

よろしいか。他にはないか。

令和5年度から各会から2名を1名と変更されたということだが、司法書士会のほうではそのあたりはどうか。事務局は、それで活発な発言がされたということだが、この形式で来年度もよろしいか。問題はないか。ありがとうございます。

(3) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について

・事務局から資料4の説明

**【委員】**

金銭管理と書類の預かり、事実行為に何が入るのかはアレだが、(ご本人に)何が起るかわからないというところがあると思う。急に体調を崩されて入院とか、急に亡くられる方もおられ、「その時にどうなるのか」と思った。そのあたりをサービスの内容に入れられるのかも想像がつかないが、そのあたりはこの事業の中で、事案を一つ一つ、「こうなったときはどうするか」を最終的には市で責任を持ってもらえるなら、サービス事業者も意思決定支援者も、受け入れる病院や施設も心強いと思う。いずれにしても、事案、事案で「この時はどうするか」が必要になると思う。「死後事務を検討する際は公正証書で契約」もそれに越したことはないと思うが、死後事務だけを公正証書でも、任意後見契約していないと死亡届出ができないなどとなった時、もたつきそうだと感じた。あとは、権利擁護支援検討ワーキンググループでの意見「通帳等をコピーする際に加工して横領するという方法があるので、原本による確認をしっかりと盛り込む必要がある」は、事業をするのであれば使いやすい事業になったほうが良いと思う。成年後見制度でも写しを家庭裁判所へ提出しており、原本で確認まで盛り込む必要があるのか。個人的には、ちょっと後ろ向きな感じがした。その前の生活支援サービス事業者として認定する際に、しっかりと見たほうが良いと思う。

**【委員】**

高齢者は専門外でわからないが、在宅の障がい者に馴染むイメージがわからない。「持続可能な」を考えると、これをベースにしながら、上手に役割分担ができれば良いのかと思う。日常生活自立支援事業や成年後見とか狭間の部分を一時担うようなイメージで、「こういうふうに金銭管理をしてもらったら楽だったよね。だから、こういうサービスがあるからこっちにつなごうよ」みたいなスライドしていくようなイメージだと、受ける事業者としても現にやっていることを必ず次につないでいく先があるようなイメージになるかと思う。日常生活自立支援事業や成年後見制度で問題になるのは、決まるまでの期間をどうするかということで、負担感が強い部分だと思う。成年後見制度はもう少し早く動ける部分もあるかと思うが、日常生活自立支援事業だと決定して契約を結ぶまではそのままの状況になるかと思うので、そこをこういう生活支援サービス事業者が、一旦担い、決まれば日常生活自立支援事業へ引き継いでいくとか。そういう、即効性が求められると思う。そういった意味では、利用申請から承諾通知までのプロセスをどうしていくのかが気になる。

【会長】

令和6年度で検討し、令和7年度にモデル実施と聞いている。ただ、モデルとはいえ、そこには実際の利用者や支援する方がおられるから、ここで起きたことに対して行政としての責任がある。それを民間の事業所さん、専門職、そして支援の方が関わられるので、ぜひモデル事業を検討されている委員の経験から出てきたものをどうするかも含め、個別に対処していけば良いのではないかと思う。次回に情報を教えてもらいたい。いろいろな手続で、どうしても隙間ができてしまう。そのあたりに対する対応は非常に大事なところだと思う。

それでは、全体を通して、意見または質問を含め、何かないか。

3 その他

【事務局】

例年、協議会は1回か2回開催している。来年度も、モデル事業の進捗状況や、利用促進基本計画の実施状況などを報告させていただきたいと思う。2回程度になるかと思うが、ご案内させていただく。現在の委員の任期は令和7年7月末までとなっているので、引き続きお願いする。

4 閉会

配布資料	<p>議事次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>資料3_受任調整会議の運営について</p> <p>資料4_持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口市成年後見制度利用促進基本計画</li> <li>・山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱</li> <li>・山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱</li> <li>・山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領</li> <li>・山口市成年後見制度利用促進協議会 受任調整会議運営要領</li> <li>・山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ運営要領</li> <li>・山口市成年後見センターチラシ</li> </ul>
------	--